別表（第６条関係）

対象緑化工事	補助金の交付の条件
宮崎市緑のまちづくり条例（平成14年条例第45号）第26条の規定に基づき緑化計画の届出のあった民間施設の緑化工事のうち、民間施設緑化推進要綱に適合する緑化方法によって行う緑化工事	（１）　ポット、鉢物等の可動式植栽を除く、生垣を伴う全ての緑化工事。 （２）　補助対象となる植栽は、道路境界から３ｍ以内に位置するものとし、また、これらの植栽は公共の道路より十分見えること。ただし、壁面緑化と屋上緑化は除く。 （３）　生垣にあっては、植え付けは概ね１ｍ当たり樹木２本以上とし、苗木の場合は、０．８ｍ以上のを樹木とする。 （４）　苗木を植栽する場合は、高木にあっては２ｍ以上、中木にあっては１ｍ以上の苗木をもって行うこと。 （５）　壁面緑化にあっては、植え付けは概ね１ｍ当たり３株以上とすること。 （６）　低木にあっては、その植え付けが葉張り０．３ｍ以上のものをもって行うこと。 （７）　平面緑化にあっては、芝、つる性植物、草花（宿根草等）、低木等を用いて、概ね水平に連続して緑化されるよう配置すること。 （８）　原則として、補助金の交付後少なくとも５年間は伐採、撤去は行わないことが確実であること。 （９）　当該補助事業によって植栽した樹木等について自ら適切な管理を行うことが確実であること。 （１０）補助対象が、他の公的補助金等（移転補償金等を含む）と重複していないこと。 （１１）営利を目的とした緑化は対象外とする。